

青森県自治研修所研修業務に関する提案書募集公告

令和8年10月7日

青森県では、民間専門機関のノウハウを活用してより実効性のある職員研修を行うため、平成18年度から研修業務の外部委託を行っていますが、この度改めて委託先を選定するに当たって、青森県自治研修所研修業務に関する提案書（以下「提案書」という。）を募集します。

1 委託を予定している業務の内容

- (1) 業 務 名 青森県自治研修所研修業務
- (2) 業務内容 青森県自治研修所研修に係る企画、実施・運営、評価に関する業務
- (3) 場 所 青森県青森市東造道1丁目2-1 青森県自治研修所
- (4) 契約期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで（業務実績が良好と認める場合は、1年間の契約期間の更新を2回に限り可能とする。）
- (5) 予算規模 54,475千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内とする。ただし、予算協議により変更となる場合がある。

2 参加資格

提案書の提出による委託先の選定に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 法人格を有しており、令和6年度から令和8年度までの間に国、地方公共団体又は民間企業の職員を対象とした研修実績があり、青森県が企画する職員研修を総合的に実施できること。
なお、複数の法人が、任意団体（法人格の有無は問わない。）を構成して応募することも可能であるが、この場合、団体を代表する法人をあらかじめ定めておくこと。
ただし、単独で応募した団体は、今回の募集に対して任意団体の構成員となることはできない。
また、今回の募集に対し、複数の任意団体において同時に構成員となることもできない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 青森県から指名停止措置を受けている者に該当しない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、法人市町村民税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない者であること。
- (7) 次に掲げる者に該当しない者であること。
 - ア 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者
 - エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

3 手続等

(1) 担当部署

青森県総務部人事課 研修・育成グループ
〒030-0913 青森県青森市東造道1丁目2-1 青森県自治研修所
電話番号 017-736-2011
電子メール jichiken_k@pref.aomori.lg.jp

(2) 説明会の開催

- ① 日 時 令和8年10月22日(木) 14時から
- ② 場 所 青森県自治研修所
- ③ 申 込 令和8年10月19日(月) 17時までに、(1)の担当部署へ電子メール又は電話により参加人数を申し出ること(様式任意)。

(3) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和8年11月10日(火) 17時必着(郵送の場合も同様)
- ② 提出場所 (1)の担当部署
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(4) 提案書作成に係る質問書の提出

- ① 提出期限 令和8年11月10日(火) 17時必着
- ② 提出場所 (1)の担当部署
- ③ 提出方法 質問書は任意の様式により、持参又は電子メールにより提出すること。
- ④ 質問の回答 受付期間終了後速やかに参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

(5) 提案書の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を確認した後、提案書の提出を要請する。

(6) 提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年12月1日(火) 17時必着(郵送の場合も同様)
- ② 提出場所 (1)の担当部署
- ③ 提出方法 必要部数を持参又は郵送すること。
併せて、PDF形式の電子データをCD-R等に保存し提出すること。

4 提案書の審査

(1) 最優秀者及び優秀者の選定

青森県自治研修所研修業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)において、提案書の評価項目について、書類、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀者及び優秀者を各1者選定する。

(2) プレゼンテーション

提出された提案書の内容について、次によりプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションに参加しない場合は、提案書の提出がなかったものとする。

- ① 日 時 令和8年12月下旬
- ② 場 所 青森県自治研修所又はオンライン
- ③ 方 法 審査員に対して、口頭、プロジェクタ投影等の方法による。

1者当たりのプレゼンテーションの時間は20分間を予定し、その後審査員との質疑応答の時間を設ける。

詳細については、参加表明者に別途通知する。

(3) 提案書の評価項目

別表のとおり

(4) 結果の通知

- ① 審査の結果は、提案書提出者に対し、書面により通知する。

- ② 提案書提出者は、その通知が到達した日から起算して5日以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる
- ③ ②の書面を受理した日から起算して7日以内に回答する。

5 契約締結等

- (1) 県は、最優秀者と内容、経費等について再度調整を行った上、令和9年3月下旬、当該業務委託契約に係る見積を依頼する。ただし、最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者に対し見積を依頼する。
- (2) この提案書の募集は、令和9年度当初予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて有効に契約しうるものとなる。成立しなかった場合には、この手続の変更（中止を含む。）を行うことがある。なお、この場合、提案書提出者の損害は補償しない。

6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する経費は、提案書提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類、CD-Rは返却しない。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載がある場合は、当該提案書は無効とする。
- (5) 提案書の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

別表

区 分	項 目
特色・優位性	1 研修業務受託団体としての特色・優位性について、その程度が高いものと認められる内容であるか。
	2 デジタルツールなどを活用し、研修運営の効率化及び学習効果の向上が見込まれるものであるか。
企画提案	3 令和9年度の青森県自治研修所研修を的確に理解し、受講者の興味を引き、研修効果を高める工夫等がなされ、その程度が高いものであるか。
	4 令和10年度以降に関する企画提案は、県及び市町村職員の能力向上、資質向上に資するものであるか。
	5 講師が来所できない場合の研修実施方法は、適切かつ実施可能なものであるか。
研修内容	6 講師は適任者が選定されているか。
	7 講義内容は研修目的に合致しており、有用なものであるか。
研修評価	8 研修直後における目的達成度、理解度、知識・技能修得度、意識・行動変容度、満足度、研修期間、研修時間、講師の教え方、テキストの評価を的確に把握できる方法であるか。
	9 一定期間経過後の目的達成度、理解度、知識・技能活用度、意識・行動変容度、満足度を的確に把握できる方法であるか。
研修業務の運営体制	10 合理的かつ適切な研修業務の運営が可能な体制であるか。
	11 地元雇用に配慮しているか。
研修費用積算	12 費用は最少の経費で十分な研修効果が見込まれるものであるか。
研修実績	13 研修実績は、青森県自治研修所研修業務の実施に十分なものであるか。